

令和5～9年度

第10期寒川町分別収集計画

令和4年6月

目次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

1. 計画策定の意義

本町のまちづくりは、寒川町総合計画2040のまちの将来像である「つながる力で新化するまち」の実現をめざして、6つの基本目標によって構成しており、廃棄物処理行政に関しては、第3章「こころ穏やかに暮らせるまちづくり」に位置付けられている。

この目標の実現のためには、限りある資源を有効に使用し、環境への負荷が少ない循環型社会の構築が必要となる。

本町では、地元自治会をはじめとした住民の協力により、可燃、可燃粗大、不燃、古紙・衣類布類、プラスチック製容器包装、資源物と6つの分別収集を実施し、ごみの減量化、資源化に取り組んできた経過がある。

しかし、じん芥焼却施設、最終処分場を有しておらず、安定かつ適正な廃棄物処理を継続的に行うには、さらなるごみの減量化、資源化が急務であり、そのためには、町民・事業者・町の三者が一体となった取り組みが重要と考える。

このような状況のなか、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づき、一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集することにより、地域における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・町がそれぞれの役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化が図られるとともに循環型社会の形成、ごみの減量化、資源化を図るものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 町民・事業者・町の三者協働による循環型社会の構築を目指す。
- ② 4Rの推進、適正な廃棄物処理を行い、ごみの減量化・資源化を推進する。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、飲料用紙パック、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み （法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	1,356 t	1,351 t	1,348 t	1,344 t	1,339 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお実施するにあたっては、町民・事業者・再生業者・町などがそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力及び連携を図ることが重要である。

① 廃棄物減量化等推進協議会

衛生指導員、衛生指導員経験者、自治会長、婦人会、学識経験者、町職員で構成し、一般廃棄物問題について広く意見を求め、町民相互の協力及び廃棄物の減量化、資源化等を積極的に推進する。

② 衛生指導員制度

地域の環境衛生の普及向上を図るとともにごみ減量化・資源化を推進するため、ごみ出しマナー、ごみ分別排出の指導を図る。

③ 教育・啓発活動

・広報誌「広報さむかわ」、環境課機関紙「ゴミ野ゲンゾウ」による容器包装リサイクル法の主旨、買い物袋（マイバッグ）の推進、分別の周知徹底、寒川町の置かれている現状などの特集を掲載。

・町内の自治会や小学校、団体等に出向いてのごみの減量化、資源化に関する説明会を

開催。

また、寒川広域リサイクルセンターの施設見学会を開催。

④ その他のごみ減量化施策

- 自治会等への分別排出の徹底

ごみ減量化、処理経費の節減を図るため、平成6年7月より可燃ごみ指定収集袋を販売し、ごみ排出抑制を図っている。プラスチック製容器包装については、平成17年4月より分別収集を行っている。

また、ごみの分別収集日程表、保存版の冊として「ごみと資源物の正しい分け方・出し方」の全戸配布、町ホームページによる収集日程や上記配布物のデータの公開を行っている。

- 生ごみ処理器の啓発及び斡旋販売

台所から出る生ごみを堆肥化する、電動生ごみ処理機・コンポスターの啓発や消滅型生ごみ処理器（キエーロ）の斡旋販売を行い、可燃ごみの排出抑制を図っている。

- 再利用の推進

フリーマーケット（年2回）の開催や不用品登録制度の活用により、再利用の推進を図っている。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 （法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集に係る分別の区分を下表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として段ボール製の容器	段ボール

主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製容器包装であってペットボトル以外のもの	プラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

（法第8条第2項第4号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主としてスチール製の容器	44 t	44 t	44 t	44 t	44 t
主としてアルミ製の容器	69 t	68 t	68 t	68 t	68 t
無色のガラス容器	104 t	103 t	103 t	103 t	102 t
(引渡し量) (独自処理)	(104 t) (0 t)	(103 t) (0 t)	(103 t) (0 t)	(103 t) (0 t)	(102 t) (0 t)
茶色のガラス容器	54 t	54 t	54 t	54 t	54 t
(引渡し量) (独自処理)	(53 t) (1 t)	(53 t) (1 t)	(53 t) (1 t)	(53 t) (1 t)	(53 t) (1 t)
その他のガラス容器	66 t	65 t	65 t	65 t	65 t
(引渡し量) (独自処理)	(66 t) (0 t)	(65 t) (0 t)	(65 t) (0 t)	(65 t) (0 t)	(65 t) (0 t)
主として段ボール製の容器	363 t	361 t	361 t	360 t	358 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが使用されているものを除く）	0.31 t	0.31 t	0.31 t	0.31 t	0.31 t

主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	104 t	104 t	104 t	103 t	103 t
(引渡し量) (独自処理)	(104 t) (0 t)	(104 t) (0 t)	(104 t) (0 t)	(103 t) (0 t)	(103 t) (0 t)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	552 t	550 t	548 t	547 t	545 t
(引渡し量) (独自処理)	(552 t) (0 t)	(550 t) (0 t)	(548 t) (0 t)	(547 t) (0 t)	(545 t) (0 t)

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物の収集実績 × 人口変動率

また、人口変動率は、寒川町人口ビジョンの将来人口推計に基づき、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
48,073 人 (対令和3年度比) 98.16%	47,882 人 (対令和3年度比) 97.77%	47,771 人 (対令和3年度比) 97.55%	47,635 人 (対令和3年度比) 97.27%	47,475 人 (対令和3年度比) 96.94%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

本町では、缶、びん、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装、金属類、その他紙及び布類を資源物として分別収集している。

収集・運搬の段階、選別・保管等の段階の実施者について下表に示す。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階

金属	スチール製容器	かん	委託業者による指定日回収	委託業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん	委託業者による指定日回収	委託業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	段ボール製容器	段ボール	委託業者による指定日回収	委託業者
	飲料を充てんする紙製容器	飲料用紙パック	委託業者による指定日回収	委託業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指定日回収	委託業者
	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

本町では、平成24年4月から寒川広域リサイクルセンターが稼働し、寒川町と茅ヶ崎市のびん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、廃食用油、衣類・布類、古紙類、金属類の8品目を保管、処理しており、施設の処理能力は55.5 t / 1日となっている。

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ① その他プラスチック製容器包装の分別収集は、平成17年4月より実施。
- ② 減量化、資源化等についての協議の推進
衛生指導員、自治会、学識経験者などからなる寒川町廃棄物減量化等推進協議会を中

心に廃棄物の適正処理と容器包装廃棄物の減量化・資源化等について協議している。

- 発足 平成3年8月
- 協議会組織（委員15名以内、任期2年）

③ 衛生指導員の設置

住民の衛生思想の向上と実践を図るため、22自治会に対し100世帯に1名程度の選出を依頼、資源物にかかる排出指導、集積所の管理、清掃を行っている。

④ 資源物置き場に対する謝礼の実施

⑤ 資源物分別に対する自治会報奨金の実施